

# 消費者ホットラインを ご利用ください

## 0570-064-370

ゼロ・ゴー・ナナ・ゼロ 守ろうよ、みんなを！

市民相談室  
☎43-7045



消費者ホットラインは、消費者相談窓口の存在が分からないかたに最寄りの消費者相談窓口を案内して、消費生活のトラブル解決への手助けをします。現在、1月から実施しています。

現在は、市民相談室の番号を案内するガイダンスが流れ掛け直さなければなりません。6月上旬には、直接市民相談室につながるようになります。一人で悩まずに、消費者ホットラインをぜひご利用ください。

◇相談窓口で受け付け出来ない相談もあります。

- ・行政の対応に対する不満や要望(行政相談)
- ・職場での不当な解雇(労働問題)
- ・工場の汚水排出による環境事故(公害)など
- ・生命や身体に重大な危害を受けたとき、またはその危害が切迫している場合などは、直接、警察や消防に連絡してください。

# うよ、みんなを！ なくそう！高齢者の消費者被害

問 市民課生活相談係 ☎43-7044

## 財布を守る コツ



- さ** 誘い文句に乗せられないで
- い** 家の戸、財布にしっかり鍵かけて
- ふ** 不審な人には注意して
- を** お断り上手になりましょう
- ま** まずは、家族や市民相談室に相談
- も** もしもの時に備えて、成年後見制度を利用
- る** 留守番、一人暮らしもこれで安心

## 悪質商法に

# ご用心!

高齢者は、三つの大きな不安『お金』『健康』『孤独』を持っていると言われています。

悪質業者は言葉巧みにこれらの不安をあり、親切にして信用させ、年金や貯蓄などの大切な財産を奪おうとします。また、高齢者は自宅に多いことが多いため、訪問販売や電話勧誘販売による被害が多いのも特徴です。トラブルに遭わないためには、きっぱり断ることが大切です。また、相手の手口を知ることでも強力な武器になります。